

# 神奈川県市町村職員退職手当組合格約

昭和 40 年 5 月 1 日  
神奈川県指令 40 地第 459 号許可

改正 昭和 43 年 4 月 1 日 神奈川県指令地第 1148 号許可  
昭和 44 年 4 月 1 日 神奈川県指令地第 793 号許可  
昭和 45 年 4 月 1 日 神奈川県指令地第 3 号許可  
昭和 46 年 3 月 1 日 神奈川県指令地第 660 号許可  
昭和 46 年 4 月 1 日 神奈川県指令地第 737 号許可  
昭和 46 年 10 月 20 日 神奈川県指令地第 420 号許可  
昭和 47 年 7 月 25 日 神奈川県指令地第 286 号許可  
昭和 49 年 4 月 5 日 神奈川県指令地第 8 号許可  
昭和 50 年 4 月 5 日 神奈川県指令地第 5 号許可  
昭和 52 年 3 月 31 日 神奈川県指令地第 471 号許可  
昭和 54 年 1 月 27 日 神奈川県指令市町第 638 号許可  
昭和 55 年 8 月 19 日 神奈川県指令市町第 271 号許可  
昭和 57 年 7 月 30 日 神奈川県指令市町第 258 号許可  
昭和 60 年 8 月 22 日 神奈川県指令市町第 324 号許可  
昭和 62 年 4 月 16 日 神奈川県指令市町第 16 号許可  
平成 7 年 4 月 18 日 神奈川県指令市町第 16 号許可  
平成 12 年 4 月 4 日 神奈川県指令市町第 923 号許可  
平成 17 年 3 月 28 日 神奈川県指令市町第 7 号許可  
平成 18 年 2 月 3 日 神奈川県指令市町第 4 号許可  
平成 19 年 1 月 24 日 神奈川県指令市町第 5 号許可  
平成 23 年 7 月 20 日 神奈川県指令市町第 3 号許可  
平成 25 年 2 月 4 日 神奈川県指令市町第 6 号許可

## 第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、神奈川県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村並びに市町村の一部事務組合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事

務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、横浜市中区山下町75番地神奈川自治会館内に置く。

## 第2章 組 合 議 会

(組合議会議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は11人とし、別表第2に掲げる区域毎にそれぞれ定員を当該区域内の組合市町村の長が互選する。

(兼職の禁止)

第6条 議員は、組合長、副組合長及び組合の事務局長、会計管理者その他の職員と兼ねることができない。

2 議員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は2年とする。ただし、補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 議員が組合市町村の長の職を失ったときは、その職を失う。

3 議員には報酬を支給しないものとする。

(補欠選挙)

第8条 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なわなければならない。

(議長及び副議長)

第9条 議会は、議員のうちから議長及び副議長1人を互選する。

2 議長、副議長の任期は議員の任期による。

3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行なう。

4 議長及び副議長がともに事故あるときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行なう。

## 第3章 執 行 機 関

(組合長及び副組合長)

第10条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合の議会において組合市町村長のうちから選挙する。

3 組合長及び副組合長の任期は2年とする。ただし、組合長及び副組合長が組合市町村の長の職を失ったときはその職を失う。

- 4 組合長に事故あるとき又は組合長が欠けたときは副組合長がその職務を代理する。
- 5 組合長及び副組合長がともに事故あるとき、又は組合長及び副組合長がともに欠けたときは組合の事務局長がその職務を代理する。
- 6 組合長及び副組合長には報酬を支給しないものとする。

(組合事務局の組織)

第 11 条 組合に事務局長、会計管理者及びその他必要な職員を置き、組合長がこれを任免する。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て議員及び学識経験者のうちから各 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は議員の任期とする。
- 4 監査委員には報酬を支給しないものとする。

#### 第 4 章 退職手当を受ける者の範囲等

(退職手当の支給を受ける者の範囲)

第 13 条 組合から退職手当を受けることができる者は、組合市町村の常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員以外の者を含む。）であって昭和 40 年 4 月 1 日以降退職した者又はその者の遺族とする。

(退職手当の額)

第 14 条 退職手当を受ける者の退職手当の額は、別に条例で定める基準による。

- 2 組合は、昭和 40 年 3 月 31 日（組合設立以降新たに組合に加入した組合市町村にあってはその加入した前日）における組合市町村の退職手当支給条例に定める退職手当の額が、第 1 項の条例で定める基準を上廻るものがある場合は当分の間、退職手当支給並びに負担金の特例に関する条例を設け処理することができるものとする。
- 3 前項の特例に関する条例の適用を受ける者は、昭和 40 年 3 月 31 日（組合設立以降新たに組合に加入した組合市町村にあってはその加入した前日）において、現に組合市町村に在職する前条の職員に限るものとする。

#### 第 5 章 組合経費支弁の方法

(組合経費支弁の方法)

第 15 条 組合の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 組合市町村の負担金

- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(負担金)

第16条 組合市町村は、組合の事務費及び組合市町村の職員に対し退職手当を支給するため、毎月職員の給料月額に別に条例で定める率を乗じて得た額を負担しなければならない。

2 前項の負担金のうち事務費にあてる割合は別に条例で定める。

3 特別の退職手当支給その他特に必要ある場合は、前2項に定めるものの他条例で定めるところにより特別負担金及び調整額特別負担金を負担しなければならない。

(資産の管理)

第17条 組合の資産は、確実な金融機関に預け入れ、常に効果的かつ確実に運用するよう措置しなければならない。

## 第6章 雑 則

(加入及び脱退)

第18条 組合市町村が組合から脱退する場合には、当該組合市町村が組

合に納付した第16条第1項の負担金額 $\frac{90}{100}$ に相当する額並びに同条第3項の

特別負担金額及び調整額特別負担金額の合計額から、脱退するまでに支払った退職手当の額を差引いた額を当該組合市町村に返還するものとし若し超過する場合はその超過額を当該組合市町村から組合に納付しなければならない。この場合において、当該組合市町村のすべての職員が引き続き他の組合市町村の職員となる場合にはこの限りではない。

第19条 市町村等が新たに組合に加入するときは、当該市町村等が、組合に最初から加入したものとした場合に納付しなけりばならなかつた負担金の総額を組合に納付しなければならない。ただし、その間に当該市町村が退職手当を支給している場合は、組合長は組合議会の議決を経てこれを減額することができるものとする。

附 則

この規約は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日神奈川県指令地第1148号許可)

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日神奈川県指令地第793号許可)

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和 45 年 4 月 1 日神奈川県指令地第 3 号許可）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 3 月 1 日神奈川県指令地第 660 号許可）

この規約は、昭和 46 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 4 月 1 日神奈川県指令地第 737 号許可）

この規約は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 10 月 20 日神奈川県指令地第 420 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 46 年 8 月 30 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 7 月 25 日神奈川県指令地第 286 号許可）

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に組合議会議員の職にある者（以下「議員」という。）は、改正後の規約別表第 2 に規定する選挙区（以下「選挙区」という。）から選出されたものとみなす。
- 3 前項の場合において、選出されたものとみなされた各選挙区ごとの議員の数が当該選挙区の定員に満たない選挙区については、欠員が生じたものとみなし、すみやかに補欠選挙を行なうものとする。

附 則（昭和 49 年 4 月 5 日神奈川県指令地第 8 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 4 月 5 日神奈川県指令地第 5 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 18 条後段の規定については、昭和 50 年 3 月 31 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 3 月 31 日神奈川県指令地第 471 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 52 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年 1 月 27 日神奈川県指令市町第 638 号許可）

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 53 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 この規約施行の際、現に組合議会議員の職にある者（以下「議員」という。）は、改正後の規約別表第 2 に規定する選挙区（以下「選挙区」という。）から選出されたものとみなす。
- 3 前項の場合において、選出されたものとみなされた各選挙区ごとの議員の数が当該選挙区の定員に満たない選挙区については、欠員が生じたものとみなし、すみやかに補欠選挙を行なうものとする。

附 則（昭和 55 年 8 月 19 日神奈川県指令市町第 271 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 55 年 7 月 1 日から適用

する。

附 則（昭和 57 年 7 月 30 日神奈川県指令市町第 258 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 57 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 8 月 22 日神奈川県指令市町第 324 号許可）

この規約は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 16 日神奈川県指令市町第 16 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和 62 年 1 月 17 日から適用する。

附 則（平成 7 年 4 月 18 日神奈川県指令第 16 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 4 日神奈川県指令市町第 923 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日神奈川県指令市町 7 号許可）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 3 日神奈川県指令市町第 4 号許可）

この規約は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 24 日神奈川県指令市町第 5 号許可）

この規約は、平成 19 年 3 月 11 日から施行する。ただし、第 6 条、第 10 条及び第 11 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 20 日神奈川県指令市行第 3 号許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 4 日神奈川県指令市行第 6 号許可）

この規約は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

別表第1

組 合 市 町 村

市	伊勢原市、海老名市、南足柄市
三浦郡	葉山町
高座郡	寒川町
中郡	大磯町、二宮町
足柄上郡	中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
足柄下郡	箱根町、真鶴町、湯河原町
愛甲郡	愛川町、清川村
その他	高座清掃施設組合 足柄上衛生組合 湯河原町真鶴町衛生組合 足柄東部清掃組合 足柄西部清掃組合 神奈川県町村情報システム共同事業組合

## 別表第2

## 組合議会議員選挙区及び定員数

区名	所属組合市町村	定員
第1区	市 伊勢原市	1人
第2区	市 海老名市、高座清掃施設組合	1人
第3区	市 南足柄市、足柄上衛生組合	1人
第4区	三浦郡 葉山町、神奈川県町村情報システム共同事業組合	1人
第5区	高座郡 寒川町	1人
第6区	中郡 大磯町、二宮町	1人
第7区	足柄上郡 中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、 足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合	2人
第8区	足柄下郡 箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町真鶴町 衛生組合	2人
第9区	愛甲郡 愛川町、清川村	1人
計		11人